任意継続組合員について

（１）任意継続組合員とは

退職日の前日まで引き続き１年以上組合員であった者が、退職後も引き続き短期給付及び福祉事業を受けることを希望するときは、退職日から起算して 20 日以内に申し出て、掛金を払い込めば、2 年間を限度として任意継続組合員になることができます。

（２）給付内容

短期給付及び福祉事業について，現役の組合員であったときと同様の給付及び利用ができます。ただし、短期給付のうち休業給付と、福祉事業のうち貸付・団信・貯金及び団終事業は対象外です。（その他の事業についても一部対象外あり。）

（３）加入方法

退職日から起算して 20 日以内に、「任意継続組合員となることの申出書」を提出してください。

（例　3 月 31 日退職の場合、4 月 19 日が期限。19 日が土日祝の場合は前営業日まで。）

申出書を受理後、掛金額を通知しますので、期日までに払い込んでください。

払込み確認後、新しい番号の組合員証を交付します。

（４）掛金額

標準報酬月額 × 掛金率　で算出します。

標準報酬の月額は以下の①②のいずれか低い額が適用されます。

①退職時の標準報酬月額

②全組合員の平均の標準報酬月額（前年度の 9 月 30 日現在）

（５）掛金の払込み方法

１．毎月納める場合

初月の掛金については、退職日から起算して 20 日以内に払い込んでください。

（例　3 月 31 日退職の場合、4 月 19 日が期限。19 日が土日祝の場合は前営業日まで。）

以降は、継続を希望する月の掛金は、前月末日までに払い込んでください。

２．前納する場合（掛金の割引あり）

前納に係る期間の初月の前月末日までに払い込んでください。

払込期日を過ぎると自動的に資格喪失となりますので、前納での払込みをおすすめします。

【前納期間】

以下の 3 パターンを設けています。

①4 月から 9 月まで、もしくは 10 月から翌年 3 月までの 6 か月間

②4 月から翌年 3 月までの 12 か月間

③初めて任意継続組合員の資格を取得したとき、もしくはその資格を喪失することが明らかであるときは、①もしくは②のうち 2 か月以上の期間

【前納率】

前納しようとする月数に応じ、1 か月の掛金の額に下表の率を乗じて得た額が前納額となります。なお、前納期間に資格を喪失したときは、本人からの請求によりその未経過期間の前納掛金相当額を還付します。

前納期間	率
2 か月	1.990221
3 か月	2.980464
4 か月	3.967476
5 か月	4.951267
6 か月	5.931847
7 か月	6.909228

前納期間	率
8 か月	7.88342
9 か月	8.854433
10 か月	9.822277
11 か月	10.786964
12 か月	11.748502

（6）資格喪失

以下に該当する場合、任意継続組合員の資格は喪失されます。

- 任意継続組合員となった日から 2 年を経過したとき
- 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- 他の共済組合の組合員もしくは健康保険などの被保険者になったとき
- 任意継続組合員でなくなることを申し出た場合に、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
- 本人が死亡したとき